

資料1

滋賀にふさわしい税制のあり方に係る答申案について

知事から滋賀県税制審議会への諮問 (令和2年7月17日滋税第253号)

新しい自治の一つの可能性を滋賀から発信していくことを見据えつつ、本県の行政需要に対する税財源を確保することを企図して、専門的な見地からの議論を通じ、具体的な施策の検討につなげるため、滋賀にふさわしい税制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

- (1) 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について
- (2) 滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成のあり方について
- (3) 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

滋 税 第 2 5 3 号
令和2年(2020年)7月17日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀にふさわしい税制のあり方について(諮問)

本県は、2030年を目標年次として、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念とした「滋賀県基本構想」を平成31年3月に策定しました。この構想に基づき、私たち滋賀県民は、社会が迎える未知の変化をチャンスと捉え、私たち自身が時代に合わせてしなやかに変わり続けることにより、一人ひとりが、いつまでも幸せを実感できる滋賀を目指しているところです。

そのためには、安定的かつ持続可能な財政基盤を確保することはもとより、受益と負担のあり方を巡る議論を通じて、県民が相互に信頼し合い、かつ、行政もまた県民から信頼される地域社会の実現が不可欠であり、それこそが真の地方自治のあるべき姿であると考えております。

ついでには、以上を踏まえ、新しい自治の一つの可能性を滋賀から発信していくことを見据えつつ、本県の行政需要に対する税財源を確保することを企図して、専門的な見地からの議論を通じ、具体的な施策の検討につなげるため、滋賀にふさわしい税制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について
- (2) 滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成のあり方について
- (3) 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

1 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について

持続可能な社会を実現するために、今後の社会に合わせた税制のあり方を検討していくうえで、目指すべき方向性を5つ挙げる。

(1) コミュニティの強化につながる税制

これまでのようにサービス提供の財源を確保するための税制という視点だけではなく、コミュニティの強化につながる税制を目指すべきである。

(2) 脱炭素社会の実現へ向けたグリーンな税制

再生可能エネルギーの利用促進やCO₂ネットゼロの社会の実現も見据えながら、既存税制も含めた税制全体のグリーン化を目指すべきである。

(3) デジタル化の進展によるライフスタイルの変化に対応した税制

デジタル化の進展に対応しつつ、テレワーク・在宅勤務の普及や地方移住等の人々のライフスタイルの変化にも対応した税制を目指すべきである。

(4) 新たな産業を生み育てるための税制

今後は、産業構造の転換が進むことが想定されるため、県内における新たな産業を生み育てるための戦略的な税制を目指すべきである。

(5) 税制を通じて県としての役割を果たしていくこと

県が基礎自治体の活動の土台となる基盤（プラットフォーム）としての役割を果たすとともに、税制を通じて県と市町とのより一層の連携を目指すべきである。

2 滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成のあり方について

滋賀にふさわしい新たな税制へ向けた合意形成について、求められる事柄を3つ提示する。

(1) 議会および住民参加による合意形成

議会における議論はもとより、住民との直接対話により合意形成を図ることが重要である。

その際には、以下の3点に留意しつつ、合意形成の過程自体が、住民自治を涵養するものとなるように配慮することが大切である。

ア 多様な住民参加のバリエーションを設定すること

アンケートなどから、シンポジウム、住民集会などまで、選択肢を複数用意することにより、多様な住民参加を促すことが必要である。

イ 話し合いのルールを決めて議論をすること

住民同士が対話を行い、かつ、合意を求めて対話を行うことにより、建設的な議論を展開することが可能となる。

ウ 応答性を備えた住民対話を行うこと

住民から提出された意見に対して、結果をフィードバックすることにより、参加住民に納得感を与え、その後に引き続き参加を促すことができる。

(2) 証拠に基づく税制立案

証拠（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM）の考え方は、税制においても当然に求められることから、意思決定過程における透明性を確保していくことが必要である。

(3) 受益の可視化

行政がどのような施策を実施しているのかについて、より多くの住民に知ってもらい、受益を実感してもらえるような仕組みを作ることも考えなければならない。

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

これまで述べたことを踏まえて、滋賀にふさわしい税制について、具体的に提言する。

(1) 地域公共交通を支えるための税制

地域公共交通は、人口減少による需要の減少などにより、その維持・確保が困難となっており、そのことは、新型コロナウイルス感染症の影響によってより一層顕著になっている。

その一方で、地域公共交通は、脱炭素社会の実現へ向けて果たす役割も大きく、また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）によりその姿がドラスティックに変わることが見込まれる。

さらには、子どもたちから高齢者まで、また障害のある方々などの社会的弱者も含めて、誰でもいつでも利用できる地域公共交通は、利用者のみならず、地域のみinnで支えるべきものである。

したがって、地域公共交通を支える税制については、1で述べた「滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性」にも適い、かつ、それを支えるための負担を税によって分かち合おうという考え方に適合的であることから、その導入可能性を検討していくべきである。

その際、以下の点について、引き続き、議論を続けていく必要がある。

ア 計画づくりとの関係

地域公共交通は、地域の長期的なまちづくりとの関係性の中で考えていく必要があり、その税制構築に向けた議論は、計画づくりやビジョンづくりと並行して進めるべきものである。

したがって、令和3年度に都市計画基本方針を策定予定であり、令和5年度に滋賀交通ビジョンを改定予定であることなどを踏まえて、都市計画や交通計画の議論と並行して、税制に関する議論を続けていく必要がある。

イ 県の役割

地域公共交通には、コミュニティレベルから、一の市町を超えた交通圏レベルまで、様々な課題がある。

したがって、そうした課題に対して、県レベルでどのような役割を果たしていくべきかについて、引き続き議論を深めていく必要がある。

ウ 課税方式と使途

課税方式や使途をどのようにするかは、地域公共交通の整備・充実を通じてどのような社会を実現したいのかによって決まってくる。

したがって、課税方式と使途についても、計画づくりとの関係や、県の役割についての議論と並行して、引き続き議論を続けていく必要がある。

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

これまで述べたことを踏まえて、滋賀にふさわしい税制について、具体的に提言する。

(2) コロナ後を見据えた戦略的な税制

新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した課題解決へ向けた様々な取り組みは、目下、同感染症との闘いの渦中にあるとはいえ、検討を開始しなければならない。

そこで、「グリーン化」および「デジタル化とそれによるライフスタイルの変化」の2点に絞って以下のとおり提言するので、今後の県における具体的な税制構築の際の参考とされたい。

ア グリーン化

脱炭素社会の実現へ向けて、車体課税やエネルギー課税といった税制全体のグリーン化を図ることや、事業者对环境投資に対する税制優遇により誘因（インセンティブ）を与えることが考えられる。

加えて、これまでのように利益を生み出すことに加えて、社会的コストを削減することを目指すという観点に立って、ESG投資やSDGs投資を促すような税制を考える議論があってもよい。

イ デジタル化とそれによるライフスタイルの変化

社会のデジタル化が進展する中で、手続きの簡素化や一元化を一層進めていく必要がある。

例えば、優遇税制を実施したとしても、手続きが煩雑であることから利活用されないということが無いようにするべきである。

また、テレワークや在宅勤務が普及・定着により多様なライフスタイルを選択する人々を地域に受け入れ、

または、関係人口として地域に関わってもらう中では、

地域コミュニティを支えていく人材を育成するための税制や、出生率が上がっていくような税制のあり方も検討の余地がある。

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

これまで述べたことを踏まえて、滋賀にふさわしい税制について、具体的に提言する。

(3)その他

「滋賀にふさわしい税制のあり方」についての具体的な提言には直接当てはまらないが、その他の事項について、以下のとおり提言する。

ア 住民税の現年所得課税化

前年所得に対して課税するという住民税の仕組み上、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に所得が減少した方にとっては、一時的な負担増となって申し掛かる事態となっている。そのため、住民の安心した暮らしを支える観点からは、所得税と同様に現年所得に対して課税する方式に改める余地はないか。

イ 宿泊税の全国的導入

他地域から訪問した旅行者が当該地域の公共サービスを利用した分について、応分の負担を当該地域に還元するという発想は、受益者負担の考え方に合致している。そのため、新型コロナウイルス感染症の動向にも配慮しつつ、これを全国的に導入するよう国への働きかけを行ってはどうか。

ウ 炭素税の地方配分の充実

国において地球温暖化対策税が既に導入されているところであるが、気候変動に伴う適応策の実施にあたっては、今後は自治体の役割が重要となっていく。そのため、地方版炭素税の全国一斉導入へ向けた他の都道府県への働きかけや、仮に地球温暖化対策税の税率引き上げが議論される場合には、その一部が地方に振り向けられるような国への働きかけを行ってはどうか。

エ 琵琶湖を活用した税制の長期的な検討

琵琶湖を活用した税制の検討については、これまでからも滋賀県において議論が積み重ねられているところである。そのため、琵琶湖のような自然環境による生態系サービスにおける受益と負担のあり方について、長期的に検討を続けてはどうか。



本日御欠席の井手委員からの御意見(要旨)①

1 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について

持続可能な社会を実現するために、今後の社会に合わせた税制のあり方を検討していくうえで、目指すべき方向性を5つ挙げる。

(1) コミュニティの強化につながる税制

これまでのようにサービス提供の財源を確保する一方で、コミュニティの強化につながる税制を目指すべきである。

「税制全体のグリーン化」とあるが、
本当に“全体”をグリーン化するのか。

(2) 脱炭素社会の実現へ向けたグリーンな税制

再生可能エネルギーの利用促進やCO2ネットゼロの社会の実現に向け、既存税制も含めた税制全体のグリーン化を目指すべきである。

「土台となる基盤」とあるが、
ほとんど同じ言葉の繰り返しになっている。

(3) デジタル化の進展によるライフスタイルの変化に対応した税制

デジタル化の進展に対応しつつ、テレワーク・在宅勤務の普及や地方移住等の人々のライフスタイルの変化に対応した税制を目指すべきである。

「プラットフォーム」とあるが、
県自らがプラットフォームになるのか、
県が基礎自治体をつないでプラットフォームを作るのか
(プラットフォームビルダーになるのか)
私は、後者の役割が期待されていると考える。

(4) 新たな産業を生み育てるための税制

今後は、産業構造の転換が進むことが想定されるため、県内における新たな産業を生み育てるための戦略的な税制を目指すべきである。

(5) 税制を通じて県としての役割を果たしていくこと

県が基礎自治体の活動の土台となる基盤（プラットフォーム）としての役割を果たすとともに、税制を通じて県と市町とのより一層の連携を目指すべきである。

本日御欠席の井手委員からの御意見(要旨)②

2 滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成

滋賀にふさわしい新たな税制へ向けた合意形成につ

(1) 議会および住民参加による合意形成

議会における議論はもとより、住民との直接対話に
その際には、以下の3点に留意しつつ、合意形成

ア 多様な住民参加のバリエーションを設定

アンケートなどから、シンポジウム、委員会な
多様な住民参加を促すことが可能である。

イ 話し合いのルールを決めて議論をすること

住民同士が対話を行い、かつ、合意を求めて対話を行うことにより、
建設的な議論を展開することが可能となる。

ウ 応答性を備えた住民対話を行うこと

住民から提出された意見に対して、結果をフィードバックすることにより、
参加住民に納得感を与え、その後に引き続き参加を促すことができる。

(2) 証拠に基づく税制立案

証拠(エビデンス)に基づく政策立案(EBPM)の考え
意思決定過程における透明性を確保していくことが必要で

(3) 受益の可視化

行政がどのような施策を実施しているのかについて、より多くの住民に知ってもらい、
受益を実感してもらえるような仕組みを作ることも考えなければならない。

「住民同士が対話を行い、かつ、合意を求めて対話を行う」とあるが、
単に「住民同士が合意を求めて対話を行い」でよいのではないか。
そのうえで、必ず合意に到達しなければならないということを、
ルールにするというのは非民主的にも聞こえる。
対話を通じて他の住民の抱える課題を知ることにより、
共感につなげていくような場を作る役割が期待されているのではないか。
また、「行政もその対話の場に加わり」といった言葉も入れたい。

自治体同士が利害調整のために対話を行う場も必要ではないか。

エビデンスといっても、恣意的なデータでは意味がない。
それよりも、あらゆるデータを公開し、アクセス性を高めることで、
住民の側からも、検証可能な状況を作ることが大切で、
それが、透明性を確保するということの意味だと考える。

本日御欠席の井手委員からの御意見(要旨)③-1

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

これまで述べたことを踏まえて、滋賀にふさわしい税制は

「障害のある方々」とあるが、ここにだけ「方々」と付けるのは違和感がある。また、「社会的弱者」といって、一部の方にレッテルを貼って、グルーピングするのは好ましくないのではないか。

(1) 地域公共交通を支えるための税制

地域公共交通は、人口減少による需要の減少などにより、その維持・確保が困難になり、そのことは、新型コロナウイルス感染症の影響によってより一層顕著になっている。一方で、地域公共交通は、脱炭素社会の実現へ向けて果たす役割がますます大きくなり、また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）によりその姿がデジタル・トラスティックに変わることが見込まれる。さらには、子どもたちから高齢者まで、また障害のある方々などの社会的弱者も含めて、誰でもいつでも利用できる地域公共交通は、利用者のみならず、地域のみinnで支えるべきものである。

「導入可能性を検討していく」については、賛同する。

したがって、地域公共交通を支える税制については、1で述べた「注」に示すように、かつ、それを支えるための負担を税によって分かち合おうという考え方が必要であることから、その導入可能性を検討していくべきである。

「関係性」は「関係」でよい。

その際、以下の点について、引き続き、議論を続けていく必要がある。

ア 計画づくりとの関係

地域公共交通は、地域の長期的なまちづくりとの関係性の中で考えていく必要があるが、その税制構築に向けた議論は、計画づくりやビジョンづくりと並行して進めるべきである。

したがって、令和3年度に都市計画基本方針を策定予定であり、令和5年度に都市計画や交通計画の議論と並行して、税制に関する議論を続けていく必要がある。

「県レベルで」とあるが、「各市町の主体性を生かしながら、県で」と表現してはどうか。

イ 県の役割

地域公共交通には、コミュニティレベルから、一部の市町を超えた交通圏レベルの役割がある。したがって、そうした課題に対して、県レベルでどのような役割を果たしていく必要がある。

「どのような社会を実現したいのかによって決まる」という表現はうまい。ただし、用途については「地域公共交通に使う」と決まっているはずで、さらにその中にオプションがあって、どの範囲にしていくのかを考えるのであれば、それが伝わる表現にすべき。

ウ 課税方式と用途

課税方式や用途をどのようにするかは、地域公共交通の整備・充実を通じてどのような社会を実現したいのかによって決まってくる。したがって、課税方式と用途についても、計画づくりとの関係や、県の役割についての議論と並行して、引き続き議論を続けていく必要がある。

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

これまで述べたことを踏まえて、滋賀にふさわしい税制について、具体的に提言する。

(2) コロナ後を見据えた戦略的な税制

新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した課題解決へ向け目下、同感染症との闘いの渦中にあるとはいえ、検討を開始しなげそこで、「グリーン化」および「デジタル化とそれによるライフスタイルの変化」今後の県における具体的な税制構築の際の参考とされたい。

車体課税とエネルギー課税だけであれば「全体」ではない。

ア グリーン化

脱炭素社会の実現へ向けて、車体課税やエネルギー課税といった税制全体のグリーン化を図ることや事業者へ環境投資に対する税制優遇により誘因（インセンティブ）を創出することについて、以下のとおり提言するので、

加えて、これまでのように利益を生み出すことに加えて、ESG投資やSDGs投資を促すような税制を考える議論

「出生率が上がる税制」について補足すると、
所得を増やすのではなく、サービスの無償化等により、子育てに要するコストを軽くするために、新たな負担を求めるイメージ

イ デジタル化とそれによるライフスタイルの変化

社会のデジタル化が進展する中で、手続きの簡素化や一元化を一層進めていく。例えば、優遇税制を実施したとしても、手続きが煩雑であることから利活用が伸びないということが無いようにするべきである。また、テレワークや在宅勤務が普及・定着により多様なライフスタイルを選択する人々を地域に受け入れ、また、関係人口として地域に関わってもらう中では、地域コミュニティを支えていく人材を育成するための税制や、出生率が上がっていくような税制のあり方も検討の余地がある。

3 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言

これまで述べたことを踏まえて、滋賀にふさわしい税制について、具体的に提言する。

(3)その他

「滋賀にふさわしい税制のあり方」についての具体的な提言には直接当てはまらないが

「負担を還元する」という表現に違和感があるので、「負担を分かち合う」などに修正してはどうか。

ア 住民税の現年所得課税化

前年所得に対して課税するという住民税の仕組み上、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に所得が減少した方にとっては、一時的な負担増となる可能性がある。かかる事態となっている。そのため、住民の安心した暮らしを支える観点からは、所得税と同様に現年所得に対して課税するに配慮する必要がある。取める余地はないか。

イ 宿泊税の全国的導入

他地域から訪問した旅行者が当該地域の公共サービスを利用した分について、応分の負担を当該地域に還元するという発想は、受益者負担の考え方に合致している。そのため、新型コロナウイルス感染症の動向にも配慮しつつ、これを全国的に導入する必要がある。

「地方版炭素税の全国一斉導入」とあるが、全国的な課題に一斉に対応するなら、国税でやるべきことではないか。

ウ 炭素税の地方配分の充実

国において地球温暖化対策税が既に導入されているところであるが、気候変動対策の観点から、地方版炭素税の導入は、地方版宿泊税の導入と並行して検討する必要がある。そのため、地方版炭素税の全国一斉導入へ向けた他の都道府県への働きかけや、仮に地球温暖化対策税の税率引き上げが議論される場合には、その一部が地方に振り向けられるような国への働きかけを行ってはどうか。

エ 琵琶湖を活用した税制の長期的な検討

琵琶湖を活用した税制の検討については、これまでからも滋賀県において議論が積み重ねられているところである。そのため、琵琶湖のような自然環境による生態系サービスにおける受益と負担のあり方について、長期的に検討を続けてはどうか。

資料2

新型コロナウイルス感染症による滋賀県税への影響 (令和3年3月末時点)

令和2年度県税込への影響(2月補正予算ベース)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、多くの企業で業績悪化したことにより、法人二税で大幅な減収があったことなどから、総額で**当初予算を93億円下回る1,632億円となる見込み。**

	令和2年度決算見込	令和2年度当初予算との比較	令和元年度決算との比較
総額	1,632億円	△93億円(△5.4%) <1,725億円>	△90億円(△5.2%) <1,722億円>
【主な税目】 個人県民税	566億円	△3億円(△0.5%) <569億円> ・株高を背景に、株式等譲渡所得割が想定を上回ったが、均等割・所得割について、就業者数の増加が想定を下回ったことにより、個人県民税全体として減収を見込む。	+10億円(+1.8%) <555億円> ・就業者数の増加により、均等割・所得割の納税義務者数の増加が見込まれること等から、個人県民税全体として増収を見込む。
法人二税	425億円	△65億円(△13.3%) <490億円> ・新型コロナウイルス感染症の影響により多くの企業で業績が悪化したことから、減収を見込む。	△107億円(△20.2%) <532億円> ・通商問題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの企業で業績が悪化したことから、減収を見込む。
地方消費税	244億円	△15億円(△5.9%) <259億円> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が落ち込んだこと等から、減収を見込む。	+31億円(+14.5%) <213億円> ・税率の引き上げにより、増収を見込む。
軽油引取税	125億円	△5億円(△3.9%) <130億円> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、トラック輸送量が減少したこと等から、減収を見込む。	△5億円(△3.5%) <130億円> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、トラック輸送量が減少したこと等から、減収を見込む。
(参考) 地方消費税 (清算後)	585億円	△24億円(△3.9%) <609億円> ・清算対象となる全国ベースの地方消費税額が想定を下回ることから、減収を見込む。	+101億円(+20.7%) <485億円> ・税率の引き上げにより、全国ベースの地方消費税額の増加が見込まれることから、増収を見込む。

注. 単位未満四捨五入により、各金額の差引額と増減額とが一致しない場合があります。

令和3年度県税収への影響(当初予算ベース)

新型コロナウイルスの影響に伴い、多くの企業の業績悪化による、法人二税の大幅な減収や、給与所得の減少による、個人県民税の大幅な減収が見込まれることから、**令和2年度当初予算を108億円下回る1,617億円となる見込み。**

	令和3年度 当初予算見積額	令和2年度当初予算との比較
総額	1,617億円	△108億円(△6.3%) <1,725億円>
【主な税目】 個人県民税	537億円	△32億円(△5.6%) <569億円> ・新型コロナウイルスの影響により、給与所得者に係る納税義務者、および、一人当たり給与所得の減少が見込まれること等から、6年ぶりの減収を見込む。
法人二税	416億円	△74億円(△15.0%) <490億円> ・新型コロナウイルスの影響により、多くの企業で業績悪化が見込まれることから、2年連続の減収を見込む。
地方消費税	266億円	+7億円(+2.7%) <259億円> ・税率引上げ(1.7%→2.2%)の影響等による増収が、新型コロナウイルスの影響による減収を上回り、2年連続の増収を見込む。
軽油引取税	125億円	△5億円(△4.0%) <130億円> ・新型コロナウイルスの影響によるトラック輸送量の減少が、コロナ前の水準まで回復するには時間を要すると見込まれること等から、4年ぶりの減収を見込む。
(参考) 地方消費税 (清算後)	623億円	+14億円(+2.4%) <609億円> ・税率引上げの影響により 本県への清算金収入額が増加することから、増収を見込む。

注. 単位未満四捨五入により、各金額の差引額と増減額とが一致しない場合があります。



徴収猶予(特例)の適用実績

徴収猶予(特例)の申請件数

単位:件

R2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	合計
99	105	67	47	32	25	54	12	16	457

令和3年1月末日現在

徴収猶予(特例)の金額

単位:千円

税目	区分	猶予許可 累計額
法人の道府県民税		111,955
個人の事業税		5,613
法人の事業税・特別税		2,306,815
不動産取得税		262,747
ゴルフ場利用税		31,275
自動車税		16,271
総計		2,734,675

(参考)県内市町の状況

個人の住民税(都道府県分含む)	83,571
法人の市町村民税	400,813
固定資産税・都市計画税	2,161,725

令和3年1月末日現在

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方が、最長1年間、県税の徴収の猶予を受ける制度
- 担保の提供は不要、延滞金免除
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来するすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く。)が対象

(参考)個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施状況

新型コロナウイルス感染症による影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方に、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う、生活福祉資金貸付制度の特例貸付を実施している。(滋賀県社会福祉協議会で実施している。)

種類	貸付対象者	貸付上限額	据置期間	償還期限	貸付利子・保証人	申請件数	貸付件数	貸付金額
緊急小口資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯	20万円以内 (従来は10万円以内とする取扱を拡大し、一定の世帯については、貸付上限額を20万円以内とする。)	1年以内 (従来2月)	2年以内 (従来12月)	無利子・不要	12,376件	12,374件	23億4千万円
総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	・(二人以上世帯) 月20万円以内 ・(単身世帯) 月15万円以内 【貸付期間】 原則3月以内	1年以内 (従来6月)	10年以内	無利子・不要 (従来、保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5%)	10,768件	10,766件	89億6千万円

*申請件数、貸付件数、貸付金額については、令和3年2月17日現在のもの

*償還期限:令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。



納税証明書の交付件数

令和2年度については、**納税証明書の交付件数が増大した**。
 これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業や生活が困難になった方が、
 各種補助金や助成金を申請する際などに、未納がない証明書の添付を必要としたためであると考えられる。

年度別・事務所別の交付件数

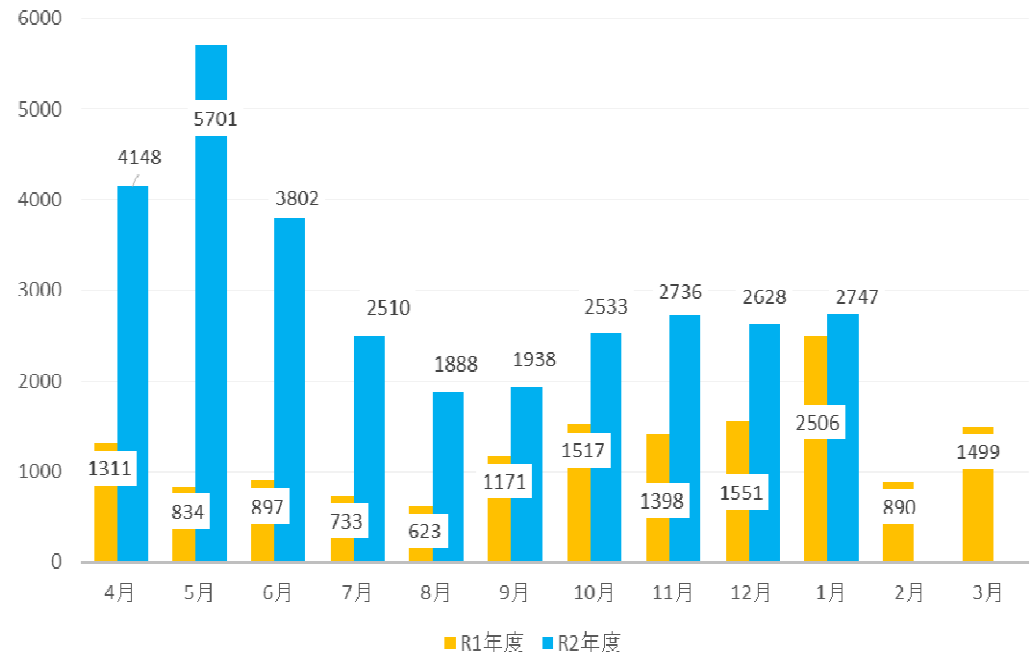
(単位:件)

		H30	R1	R2
西部県税事務所		4,798	3,780	8,195
南部県税事務所		2,993	2,740	5,648
中部県税事務所		4,003	3,638	8,251
東北部県税事務所		5,100	4,757	8,300
自動車税事務所		16	15	238
県計	納税証明	16,910	14,930	30,632
	(うち、未納がない証明書)	8,923	7,694	25,758
未納がない証明書が占める割合		52.8%	51.5%	84.1%

*令和2年度については、令和3年1月末現在の実績

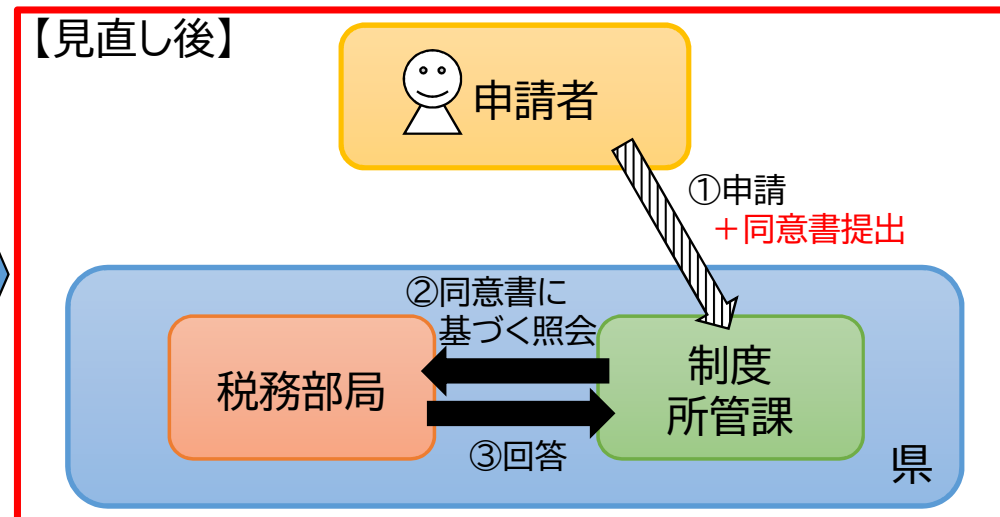
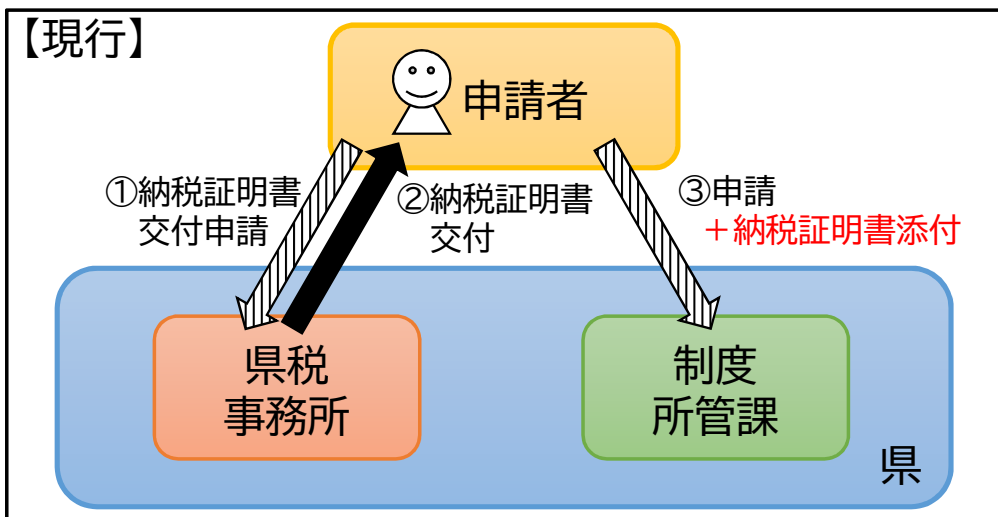
月別の交付件数

(単位:件)



県に対する各種申請における納税証明書の添付省略化

県に対する各種申請で、納税証明書の添付が必要だったものにおいて、納税確認の同意書を提出することにより、**納税証明書の添付を省略できる**こととします。(令和3年4月～)



見直しによるメリット

申請者の負担軽減	県税事務所へ行く必要がなくなる。また、納税証明書発行手数料が不要となる。
新型コロナウイルス感染症対策	県税事務所への来所者減少により、人と人との接触機会が減る。
県税事務所の負担軽減	納税証明書発行時の窓口対応等の負担軽減につながる。
経費削減	納税証明書用紙の使用量を削減できる。

※令和3年度の納税確認の同意書に基づく照会予定件数は、約5,000件を想定。

(再掲)本県におけるキャッシュレス納税の取り組み状況

本県では、以下のとおり、キャッシュレスによる納税に取り組んでいる。

(1) クレジットカードによる納税

自動車税(種別割)の納税において、令和元年度分から、クレジットカードによる納税を可能としている。
(ただし、当初課税の納税通知書のみ。納税通知書記載の納期限までの間に限る。)

(2) スマートフォンを利用した決済サービスによる納税

全ての税目において、以下のとおり、スマートフォンを利用した決済サービスによる納税を可能としている。
(ただし、納付書にコンビニ収納用バーコードが記載されている場合(上限30万円)に限る。)

PayB	平成30年7月～開始
LINE Pay	令和元年5月～開始
PayPay	令和2年11月～開始

(参考) 地方税共通納税システムによる納税

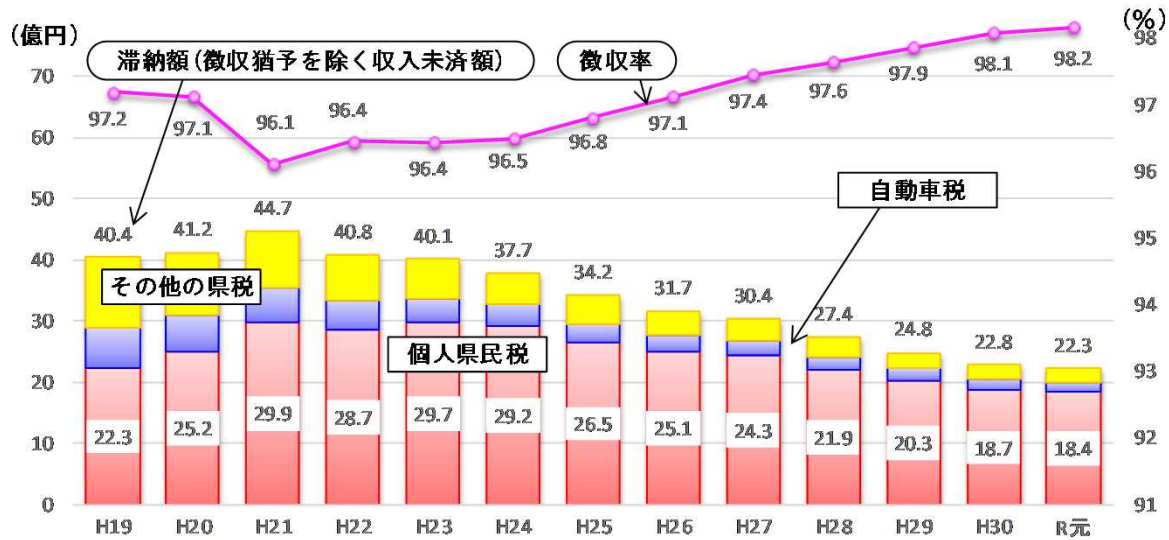
個人住民税(特別徴収分、退職所得分)、法人道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、特別法人事業税(地方
法人特別税)および事業所税の納税については、eLTAXを利用して納税することが、全国的に可能となっている。

※以上に加えて、令和3年10月1日からは、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割(特別徴収分)が対象に加えられる。
また、令和5年度からは、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割および軽自動車税種別割についても、対象に追加されることが、与党税制改正大綱において示されている。

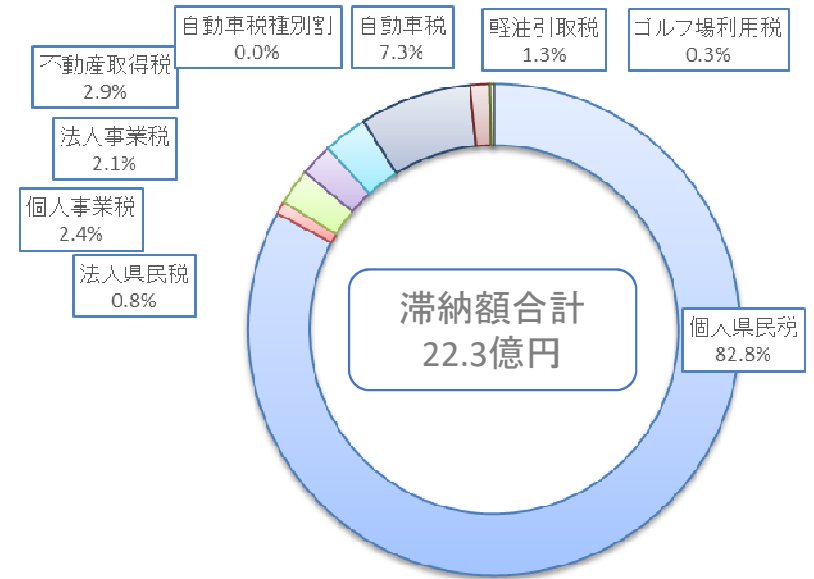
資料3

徴収を巡る現場の状況等について

徴収率と滞納額の推移



令和元年度 滞納額の内訳



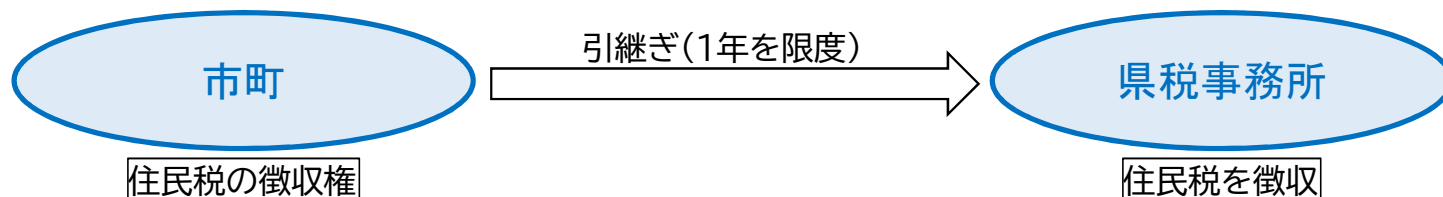
○徴収率は、平成21年度の世界同時不況の影響で一時悪化したが、その後上昇。
 ○県税滞納額における個人県民税の占める割合が大きくなっている

本県における徴収率向上へ向けた工夫等について①

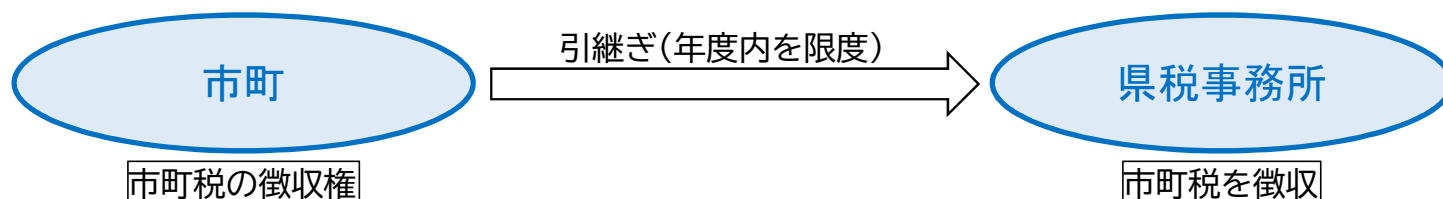
1 県職員の市町への短期派遣事業 県職員を市町へ短期派遣し、市町が行う搜索や公売、困難事案への徴収支援を行う。



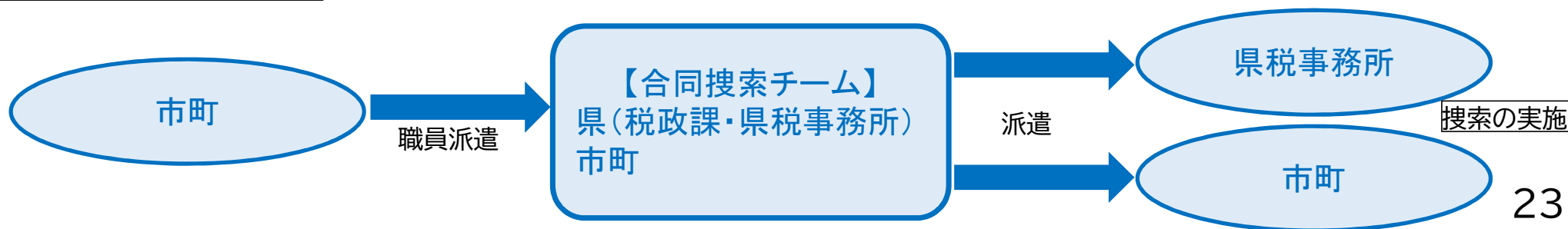
2 県による個人住民税の直接徴収事業 個人住民税の徴収権を市町から特例的に引継ぎ、県において直接徴収する。



3 市町による県への徴収嘱託事業 <H29年度から> 個人住民税を含む市町税について、市町から徴収の嘱託を受け、県において徴収する。



4 合同搜索チームの派遣事業 県へ職員の派遣を求め、市町職員と県職員の合同チームを編成し、県内市町等へ派遣する。



本県における徴収率向上へ向けた工夫等について②

5 徴収業務の共同実施

県と市町が机を並べ、共同で地方税の徴収業務に取り組む。

- ・高島地域 … H25.8～西部県税事務所高島納税課が、高島市役所内に移転することにより共同徴収を実施
- ・湖東地域 … H27.8～愛荘町、豊郷町、甲良町が、県湖東合同庁舎に分室を設置することにより共同徴収を実施
- ・甲賀地域 … H30.8～中部県税事務所甲賀納税課と甲賀市、湖南市が、職員を交流併任することにより共同徴収を実施
- ・大津地域 … H31.4～西部県税事務所と大津市が、職員を交流併任することにより共同徴収を実施
- ・中部地域 … R 2.4～中部県税事務所と近江八幡市、日野町、竜王町が、職員を交流併任することにより共同徴収を実施

6 差押財産の合同公売

県と市町が合同で、差押財産の公売を実施することにより、差押財産の早期換価を進める。

- ・不動産合同公売
- ・動産合同公売

7 県・市町の合同研修

徴収事務基礎研修、徴収事務捜索・公売研修、徴収事務応用研修等を、県と市町とで合同で実施する。

8 県・市町の情報交換事業<H29年度から>

県・市町情報交換会および徴収困難事案対応事例一斉照会を実施する。